

# 土壤汚染対策法基準（抜粋）

## 地下水基準

別表第一（第六条第一項関係）

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01mg 以下であること
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05mg 以下であること
シマジン*	1 リットルにつき 0.003mg 以下であること
シアン化合物	シアンが検出されないこと
チオベンカルブ*	1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
チウラム*	1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03mg 以下であること
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8mg 以下であること
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機リン化合物	検出されないこと

\*2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを「シマジン」、

N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルを「チオベンカルブ」、テトラメチルチウラムジスルフィドを「チウラム」という。

有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。

# 土壤汚染対策法基準（抜粋）

## 土壤溶出量の基準

別表第二（第十八条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.01mg 以下であること
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05mg 以下であること
シマジン*	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ*	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
チウラム*	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機リン化合物	検液中に検出されないこと

\*2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを「シマジン」、

N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルを「チオベンカルブ」、テトラメチルチウラムジスルフィドを「チウラム」という。

有機リン化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。

## 土壤汚染対策法基準（抜粋）

### 土壤含有量の基準

別表第三（第十八条第二項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
シアン化合物	土壤 1kg につき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること

\*2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを「シマジソ」、

N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルを「チオベンカルブ」、テトラメチルチウラムジスルフィドを「チウラム」という。

有機リン化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。